

令和4年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：八代市役所

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	89.1%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	75.3%
全職員	72.0%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	98.9%
本庁課長相当職	96.5%
本庁課長補佐相当職	94.9%
本庁係長相当職	93.0%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	95.5%
31～35年	92.2%
26～30年	90.6%
21～25年	90.8%
16～20年	89.9%
11～15年	90.4%
6～10年	88.2%
1～5年	91.8%

【説明欄】

男性職員が世帯主や住居の契約者となっている場合が多く、扶養手当・住居手当の受給者に占める男性の割合が高い（扶養手当受給者のうち約82%、住居手当受給者のうち約67%が男性職員となっている）。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。